

令和4年度12月補正予算の概要

一般会計 令和4年度12月補正予算額 5,448百万円 (令和4年度12月補正後累計予算額 737,493百万円)

◎…新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業
 □…感染症予防事業費負担金又は地域医療介護総合確保基金繰入金充当事業
 新…令和4年度新規計上事業 既…既決事業 拡…既決事業の拡充
 ○…新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金充当事業
 ◇…その他国庫補助事業
 第3弾…6月補正予算及び9月補正予算に基づく事業の実施をそれぞれ第1弾・第2弾とし、第3弾と整理したもの

		補正額
1 コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応		2,393 百万円
【医療機関】		
新 ◎ 医療機関の原油価格・物価高騰への支援 (病院：6万円/床、有床診療所：各10万円+5万円/床、無床診療所・歯科診療所・助産所：各10万円)		878 百万円
【運輸業】		
第3弾 ◎ 運送事業者の燃油価格高騰への支援 (拡充：下線部)		642 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油高騰分の一定割合を支援：一般貨物・特定貨物自動車運送事業者6万円/台、<u>貨物軽自動車運送事業者・自動車運転代行業者3万円/台</u> 583百万円 ・ <u>一般貨物・特定貨物自動車運送事業者のエコタイヤ・再生タイヤの導入を支援</u>：大型3万円/台、中型2万円/台、小型1万円/台 59百万円 		
第3弾 ◎ 地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援 (燃油高騰分及び車両維持費の一定割合を支援：①乗合バス20万円/台、②貸切バス10万円/台、③タクシー5万円/台)		158 百万円
【農林水産業】		
第3弾 ◎ 畜産農家の飼料価格高騰への支援 (拡充：下線部)		600 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度第3四半期(10~12月)を対象とした(価格上昇分-配合飼料価格安定制度等による補てん金)×1/2(上限8千円/t) ・ <u>単味飼料の価格高騰についても配合飼料に準じた額を支援</u> 		
新 ◎ 放流用種苗生産及び内水面養殖に係る生産費(飼料費・光熱費)高騰への支援 (①種苗生産団体各20万円、②養殖業者各25万円)		19 百万円
新 ◎ きのこ生産施設の光熱費高騰への支援 (光熱費高騰分の1/2相当：4.45円/kg×令和4年年間生産量)		37 百万円
【私立学校】		
新 ◎ 私立学校の原油価格・物価高騰への支援 (生徒数×5,800円(県立高校の光熱費高騰分の1/2相当分から積算))		59 百万円
【中小企業・小規模事業者】		
※令和4年度9月補正予算で次の対応		
既 ◎ 原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金 第2弾 (令和5年1月6日まで申請受付中)		(給付金総枠 2,005 百万円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人10万円・個人事業主5万円、7~9月のいずれかの月の売上又は粗利(売上高-仕入原価等)が令和元年~3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少 ・ 8月3日から大雨で被災した事業者に対し、法人10万円・個人事業主5万円を上乗せ 		
2 ウィズコロナ・ポストコロナへの対応		1,591 百万円
拡 ◎ 「やまがた旅割キャンペーン」の拡充		1,451 百万円
拡 ◎ 観光施設が行う誘客促進策への支援 (設備導入等：補助率2/3、上限88.8万円(コロナ認証施設は補助率3/4、上限100万円)、専門家等からの助言：補助率10/10、上限20万円)		140 百万円
3 新型コロナウイルス感染症への対応		1,011 百万円
拡 ○ オミクロン株対応ワクチンの接種開始等に伴うワクチン接種を行う医療機関に対する協力金の追加		519 百万円
拡 □ 新型コロナ診療・検査医療機関に対する抗原検査キットの追加配布		63 百万円
拡 ○ 自宅療養者向けパルスオキシメーターの追加購入		9 百万円
拡 ◎ 県立病院等における新型コロナ対応医療従事者に係る特殊勤務手当相当分の負担金の増		48 百万円
拡 □ 介護サービス事業所等における感染者発生時のかかり増し経費(緊急人材確保、消毒、衛生用品費等)に対する支援		232 百万円
拡 ◎ 中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援を令和5年3月まで延長(感染者又は濃厚接触者が確認された事業者の希望に応じ10人×2日分を配布)		53 百万円
拡 ◎ 県有施設・県立学校における感染防止対策の強化(エアコン・換気機能の整備、トイレ洋式化、自動水栓設置)		87 百万円

4 諸課題への対応等	96 百万円
新・令和4年8月豪雨により被災した農機具の再取得や修理に対する特別支援 ※国庫補助事業を補完する制度として市町村と協調して支援。共済加入を条件とし、今後の災害にも備える。 ・国庫補助事業（既決対応）：被災した農機具の再取得に要する経費の3/10を基本、上限300万円 (11百万円) ・県単独事業（12月補正）：被災した農機具の再取得・修理に要する経費の1/2（県1/3、市町村1/6）、上限150万円（県100万円、市町村50万円） 76百万円	76 百万円
拡◇農業の生産性向上のためのスマート機械導入への支援 新・令和5年度からの県職員の退職年齢の段階的な引上げに対応する給与等システムの改修 拡・やまがたウクライナ避難民支援基金（仮称）設置のための県国際交流協会に対する出えん（県への寄附金相当額）	2 百万円 17 百万円 1 百万円
5 人件費の補正等	357 百万円
合 計	5,448 百万円

※ 表示単位未満四捨五入のため、項目ごとの小計及び合計において一致しない場合がある。